

## 基本目標3 安心して暮らすための基盤づくり

### 1 介護保険事業の円滑な運営

#### (1) 介護サービス・介護予防サービスの提供

介護保険サービスの提供にあたっては、高齢者が要介護状態等となっても、自分の意思で自分らしい生活を営むことを可能とする「高齢者の自立と尊厳を支えるケア」を確立することが必要です。

今後、85歳以上の高齢者が増加することに伴い、介護が必要な高齢者や認知症の高齢者は増加することが見込まれます。

要介護（要支援）認定者数の推移、在宅介護実態調査や高齢者の暮らしについての調査等の結果から、中長期的な地域の人口動態やサービス需要を踏まえ、介護サービス・介護予防サービス提供体制の充実を図ります。

#### (2) 感染症や災害発生時の業務継続に向けた取組の推進

近年、多くの自然災害が発生し、各地に甚大な被害をもたらしており、高齢者施設が浸水などの被害を受けるケースやサービスが提供できない状況が発生しています。

また、令和2（2020）年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は、介護保険サービス等の提供に大きな影響を及ぼしました。

平時から高齢者施設等と連携し、災害や感染症発生時に備えた準備の促進、代替サービスの確保に向けた体制の構築に努めます。

また、感染症は、高齢者が罹患すると重症化する可能性が高いため、高齢者施設及び介護保険サービス事業所において十分な感染防止対策を行ったうえで、利用者に対して必要な各種サービスを提供するための取組を推進します。

#### 災害・感染症対策に係る体制の整備

災害や感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続して提供できるよう、県と連携を図り、高齢者施設及び介護サービス事業所への支援・応援体制を整備するとともに、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等について必要な助言、適切な援助を行います。

#### 関係者の感染症に対する理解の促進

高齢者施設等の職員が、感染症に対する理解や知見を有して業務に当たることができるよう、関係機関と連携し、感染症に関する備えや対策について、研修等を通じた周知・啓発に努めます。

## 2 介護保険サービスの質の向上・適正化

### (1) 介護給付の適正化

介護保険制度を持続可能なものにしていくため、令和22（2040）年を見据えつつ、介護保険制度の理念を堅持し、質の高い適切なサービスを提供することが必要です。

介護給付適正化について、令和5（2023）年9月に国から指針が示され、事務負担の軽減を図りつつ、効果的、効率的に事業を実施するため、「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」の三事業に再編されることとなりました。

介護保険サービスを必要とする利用者を適切に認定するとともに、利用者が真に必要なとする過不足のないサービスを事業者が適切に提供するように促すことなどにより、介護給付の適正化を推進します。

#### 要介護認定の公平・公正化

要介護認定は、医療・保健・福祉の学識経験者により構成される介護認定審査会で、高齢者の心身の状況調査及び主治医意見書に基づくコンピュータ判定の結果（一次判定）と主治医の意見書等に基づき審査判定を行います。

認定の客観性と公平性を確保するため、認定調査員に対して十分な研修・指導を行います。

#### ケアプランの点検

個々の受給者が真に必要なサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービスを改善するため、ケアマネジャーが作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、利用者の自立支援に資する目標を達成するためのサービス提供となっているか、介護給付費の適正化の観点でケアプランの点検、支援を行います。

#### 住宅改修・福祉用具点検

住宅改修の点検では、受給者の状態に応じた適切な改修となるよう、専門職の関与、理由書や工事見積書などにより改修内容を確認するとともに、必要に応じて現地確認などにより施行状況を検査します。

福祉用具貸与・購入の点検では、不適切または不要な福祉用具貸与・購入を排除し、受給者の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用を進めるため、福祉用具の必要性や使用頻度、利用状況を調査します。

### 医療情報との突合・縦覧点検

受給者ごとの介護報酬支払状況（請求明細書内容）を確認し、提供されたサービスの妥当性、算定日数などの点検を行い、請求内容の誤りを早期に発見し、適切に対応します。

受給者の後期高齢者医療・国民保険の入院情報と介護保険の給付状況を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除などを図ります。

#### 〔評価指標〕

| 指標            | 現状<br>(令和5年度) | 目標    |       |       |
|---------------|---------------|-------|-------|-------|
|               |               | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 認定調査の研修の実施    | -             | 1回    | 1回    | 1回    |
| ケアプランの点検件数    | 3件            | 3件    | 4件    | 5件    |
| 住宅改修点検件数の割合   | 100%          | 100%  | 100%  | 100%  |
| 福祉用具貸与・購入点検   | 実施            | 実施    | 実施    | 実施    |
| 医療情報との突合・縦覧点検 | 100%          | 100%  | 100%  | 100%  |

現状は令和5年10月末現在

## (2) 事業者の指定と指導・監査

介護保険制度において、地域の中で利用者本位の質の高い介護保険サービスが提供され、円滑に利用できる体制が重要です。

介護保険サービス事業者がより質の高いサービスを提供できるよう、適正な指定、事業者への指導・監査の強化を図ります。

| 地域密着型サービス等の指定及び指導監督  |
|--|
| <p>地域密着型サービス事業者の指定について、熊野町地域密着型サービス運営協議会において事業者のサービス運営や内容について適切に審査を行い、基準に従って適正な事業運営を行うことが可能と考えられる事業者を指定します。</p> <p>また、事業者に対して適切な指導・監督を行い、地域密着型サービスの質の確保に努めます。</p> <p>居宅介護支援事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業の事業所の指定についても、基準に従い適切な審査を行うとともに、適切な指導監督を行い、サービスの質の確保に努めます。</p> |
| 介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進  |
| <p>介護サービス事業所から報告された事故報告を、国から示された事故報告様式を活用して分析し、事故発生防止と発生時の適切な対応のための取組について指導を行います。</p>  |

### 〔評価指標〕

| 指標              | 現状<br>(令和5年度) | 目標    |       |       |
|-----------------|---------------|-------|-------|-------|
|                 |               | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 事業者の運営指導の実施事業所数 | 7事業所          | 6事業所  | 6事業所  | 6事業所  |

現状は令和5年10月末現在

### (3) 介護人材の確保と介護現場の生産性の向上の推進

地域包括ケアシステムの構築にあたり、介護サービス、地域支援事業を提供する人材を安定的に確保することが重要ですが、今後人口減少が進む中、全国的に介護を担う人材が不足し、本町においても大きな課題となっています。

不足する介護人材を確保するため、介護の仕事の魅力発信を図るなど、人材の新規参入の促進、潜在有資格者の掘り起しを推進します。

また、介護職に就いた人材が長く働くことができるよう、働きやすい環境づくりなど、事業者への支援を推進します。

また、介護人材がやりがいを持って働き続けることができる環境づくりを進めるため、介護サービスの質の向上や職員の負担軽減、職場環境の改善などの生産性の向上を推進します。

| 地域の関係者と連携した取組  |
|--|
| 町内の介護保険サービス事業所・施設を運営する法人や関係機関・団体等との連携により、新たな人材の参入促進や、介護職員の意見交換会等を通じた定着促進、小中高校への出前講座等を通じた将来の担い手への魅力発信に取り組みます。   |
| 人材確保・定着のための事業の情報提供   |
| 介護保険サービス事業所・施設に就職するために必要な費用や資格取得に係る費用の助成等、国や県が実施する人材確保・定着事業の活用を促進するため、介護保険サービス事業者等への情報提供を行います。   |
| 介護サービス事業所の生産性向上の推進   |
| 介護従事者の負担軽減や職場環境の改善のため、国や県が実施する介護ロボット・ICT機器補助事業等の活用について情報提供を行います。<br>また、国の指針等に基づき、介護分野の文書の簡素化・標準化に取り組むとともに、電子申請・届出システムの導入により、介護保険サービス事業者の事務量の軽減を図ります。 |
| ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進  |
| ハラスメント対策について周知啓発を図るなど、ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりを促進します。  |

#### (4) 普及啓発・相談体制の充実

介護保険制度においては、サービスを利用するために、利用者が介護保険サービス事業者と契約を締結し、自身のニーズに合った事業者やサービスを選択できる体制が重要です。

介護保険制度や介護保険サービス事業者、サービス内容に関する情報提供等を適切に行うとともに、介護保険サービスの相談・苦情等に対応する相談体制の強化を図ります。

|   |
|---|
| <b>介護保険サービス・制度等の普及啓発</b>  |
| 介護保険サービスに関するパンフレットを更新、配布するとともに、ホームページ等に掲載するなど、制度、事業者やサービス内容に関する様々な情報を提供します。<br>また、厚生労働省が運用する情報公表システムについて、利用者やその家族に周知するとともに、介護保険サービス事業者に登録を促します。 |
| <b>適切な苦情対応体制</b>  |
| 地域包括支援センターや居宅介護支援事業者等と連携し、介護保険に関する相談や苦情に対応し、必要に応じて的確・迅速に対応します。<br>また、内容に応じて広島県国民健康保険団体連合会への苦情申立てにつながります。  |
| <b>介護保険サービスの評価の推進</b>   |
| サービスの質の確保・向上と利用者へのサービス情報の周知を行うため、県、その他関係機関と連携し、介護保険サービス事業者の第三者評価及びサービス情報の公表を促進します。  |

### 3 安心して暮らすための生活環境の整備

#### (1) 高齢者の住まいの確保

今後、ひとり暮らしの困窮者・高齢者等の増加が見込まれる中にあり、住まいをいかに確保するかは、高齢期を含む生活の維持の観点に加え、地域共生社会の観点からも重要な課題です。

賃貸住宅等に住む高齢者については、住まいの確保が困難となるケースも生じることがあります。

高齢者が可能な限り地域で安心して住み続けることができるよう、住宅施策と連携を図り、高齢者に配慮した住まいや施設の普及を図るとともに、生活環境の充実や入所相談等の居住関係施策を総合的に推進します。

また、民間事業者による有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅について、設置状況の把握を行うとともに、サービス基盤の整備を進めるため、県及び関係機関と連携を図ります。

#### 高齢者の住まいの確保

住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、高齢者や障害者等の幅広いニーズに対応した、誰にもやさしい公営住宅の運営を行います。

また、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」を踏まえ、バリアフリー構造等を有し、医療・介護と連携したサービスを提供することを目的に整備が進むと考えられる「サービス付き高齢者向け住宅」等の整備が適正に行われるよう、庁内関係課や県等と連携し、高齢者が安心して住み続けることのできる住まいの情報の把握・集積を行い、その情報を提供します。

環境上の理由や経済的な理由により、自宅で生活することが困難な高齢者に対し、養護老人ホームへの措置を行い、虐待等により緊急避難等が必要な場合には、養護老人ホームの専用居室での一時入所の対応を行います。

さらに、住宅セーフティネット法に基づく住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の情報提供を行います。

#### 福祉連携住宅と熊野西ふれあい館の連携

高齢者向けの県営住宅と高齢者の介護予防事業等に取り組む熊野西ふれあい館との有機的な連携を促進し、高齢者の健康づくりを推進します。

## (2) 地域防災体制の充実

近年、多くの自然災害が発生し、各地に甚大な被害をもたらしていますが、高齢者は、身体機能の低下等によって災害発生時の的確な行動が困難であり、災害の犠牲となる危険性が高まっています。

災害が発生した際に、高齢者の安全な生活を守るため、地域と連携した防災対策や見守り体制を整備します。

| 防災・減災対策の推進  |  |
|---|--|
| <p>熊野町防災・減災まちづくり条例の理念に基づき、「防災・減災まちづくり会議」等の各種講座や、小中学校での防災教育等を実施し、町と町民の協働による防災・減災対策を推進します。</p> <p>地域の防災拠点となる防災交流センターを中央、東部、西部の3か所に整備しています。</p> <p>高齢者や障害者等に配慮した利用のしやすい避難所運営に努めます。</p>           |  |
| 避難行動要支援者名簿の整備   |  |
| <p>避難時に第三者の支援が必要な人には、避難行動要支援者としての名簿登録を促し、災害時の安否確認や避難誘導支援に活用します。</p> <p>協定を交わした避難支援等関係者には、平常時から避難行動要支援者名簿を提供し、声かけなどを通じて、顔のわかる関係づくりに取り組みます。</p> <p>また、条例及び地域防災計画に沿った関係機関等との連携と体制整備の検討を行います。</p> |  |
| 福祉避難所の拡充  |  |
| <p>高齢者や障害者等、一般の避難所での生活が困難な人で、特別な配慮やケアを必要とする人を対象とした福祉避難所について、高齢者等避難の発令時に、速やかに開設するとともに、指定の拡充を図ります。</p>  |  |

### 〔評価指標〕

| 指標                 | 現状<br>(令和5年度) | 目標    |       |       |
|--------------------|---------------|-------|-------|-------|
|                    |               | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 避難行動要支援者に関する調査の返送率 | —             | 75.0% | 75.0% | 75.0% |

現状は令和5年10月末現在

### (3) 防犯対策・交通安全対策の推進

認知症等により判断能力が低下している人を含め、高齢者が悪質商法や詐欺等犯罪の対象となるケースが課題となっています。

また、高齢者の交通事故死亡者数は減少していますが交通事故死亡者数に占める高齢者の割合は依然として高いため、高齢化がさらに進むことを踏まえると、高齢者の交通安全対策は重要です。

このため、高齢者が安心して暮らし続けることができるよう、防犯体制を整備するとともに、交通安全対策を推進します。

|   |
|---|
| 地域の防犯体制づくりの促進   |
| 防犯ボランティア活動を支援するとともに、警察、地域、行政などが連携を強化して防犯活動を実施します。   |
| 防犯灯の整備  |
| 防犯灯設置等への補助金交付を継続し、夜間の安全性の向上に努めます。   |
| 消費者教育の推進  |
| <p>高齢者の消費者被害を防止するため、高齢者本人や家族に向けて広報紙など多様な媒体による啓発を行うとともに、自治会や公民館活動など地域の高齢者が集まる場所に消費生活相談員が出向いて啓発活動を行います。</p> <p>また、特殊詐欺等の被害防止のため、防犯機能付き電話の購入に対して補助金を交付します。</p> |
| 交通安全対策  |
| 住民参加による交通安全運動の推進や交通安全教室の開催等により、交通ルールやマナーの意識を高めます。   |
| 道路環境の安全確保   |
| <p>幹線道路の整備による生活道路の交通量削減や生活道路における道路改良・歩行空間の整備を行います。</p> <p>また、高齢者に関わる交通事故等を防止するため、安全施設や路面標示等の整備による安全対策を実施するとともに、引き続き、関係機関に対して、横断歩道の整備を要望していきます。</p>          |